

保育料基準額表（認定こども園（教育部分））

《一般世帯》

各月初日の階層区分			保育料 (月額)
階層区分			
第1	生活保護世帯		0
第2	市町村民税非課税世帯 ※所得割非課税世帯含む		2,300
第3	所得割課税額	0円以上 48,600円未満	6,400
第4A		48,600円以上 57,500円未満	9,200
第4B		57,500円以上 69,000円未満	10,400
第4C		69,000円以上 77,101円未満	11,600
		77,101円以上 82,500円未満	
第4D		82,500円以上 97,000円未満	14,100
第5A		97,000円以上 120,000円未満	15,100
第5B		120,000円以上 141,000円未満	16,000
第5C		141,000円以上 169,000円未満	16,500
第6		169,000円以上 301,000円未満	17,400
第7	301,000円以上	17,900	

【附記】

- この表の市町村民税額の計算には寄付金税額控除・住宅借入金等特別額控除等には適用しません。
- 階層区分第2に該当する世帯で支給認定保護者と生計を一にする特定被監護者等が2人以上いる場合の保育料は、最年長の子ども（年齢制限なし）から順に2人目以降は無料です。
- 階層区分第3～第4C（所得割額77,101円未満に限る）に該当する世帯で支給認定保護者と生計を一にする特定被監護者等が2人以上いる場合の保育料は次のとおりです。
 - 最年長の子ども（年齢制限なし）から順に2人目は、上記金額の半額
 - 最年長の子ども（年齢制限なし）から順に3人目以降は無料
- 階層区分第4C（所得割額77,101円以上に限る）～第7に該当する世帯で、同一世帯に小学校3年生以下の子どもが2人以上利用している場合の保育料は次のとおりです。
 - 小学校3年生以下の範囲内で最年長の子どもから順に、2人目は、上記金額の半額
 - 小学校3年生以下の範囲内で最年長の子どもから順に、3人目以降は無料
- 多子世帯の経済的な負担の軽減を図るため、生計を同じくする子どもを3人以上扶養している世帯に属する第3子以降の保育料に限り無料です（免除申請が必要です）。

《ひとり親世帯等》

各月初日の階層区分			保育料 (月額)
階層区分			
第1	生活保護世帯		0
第2	市町村民税非課税世帯 ※所得割非課税世帯含む		0
第3	所得割課税額	0円以上 48,600円未満	1,400
第4A		48,600円以上 57,500円未満	1,800
第4B		57,500円以上 69,000円未満	2,200
第4C		69,000円以上 77,101円未満	2,600

【附記】

- 階層区分第3～第4C（所得割額77,101円未満に限る）に該当する世帯で支給認定保護者と生計を一にする特定被監護者等が2人以上いる場合の保育料は、最年長の子どもから順に2人目以降は無料です。